



原子力規制庁

長官 金子修一様

原子力規制に関する要請書

令和8年3月4日

静岡県 御前崎市

要請書

令和8年1月5日に中部電力株式会社から公表された、浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案は、安全評価の根本に深刻な影響を与える内容であります。

このような事案を二度と起こさないよう、貴庁において、次の事項を確実に実施していただきますよう、強く要請いたします。

記

- 1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告および貴庁が実施する原子力規制検査により、今回の事案に対する事実確認、原因究明、現在公表されている基準地震動(1～4号機付近で1,200ガル、5号機付近で2,094ガル)への影響を厳密に調査し、事業者に対して然るべき指導および監視を行うこと。
- 2 上記調査結果(調査状況により途中経過)を広く公表するとともに、立地市や立地市議会をはじめ、関係自治体等への説明を行うこと。
- 3 新規制基準適合性審査体制の見直しを含め、再発防止策の策定を行うこと。

静岡県御前崎市

下村 勝

